

第十四卷 第七百八十八三

# 新年初刊の時事新報

明年一月一日の時事新報は**三十二面以上**の大新聞を發行し且つ當日添へて頒布する  
新年附錄は海戦畫帖の筆者たる若林海軍大尉の圖案並中で静々の筆ある幾井忠氏の筆も成し

る帝國軍艦富士、八嶋の圖にして  
渺々たる海上二艦の高く日章旗を檣頭に掲げ、舳船相衡  
んで進行する處、威風凜然海國人士の理想を表現して  
遺憾なし圖面は縦一尺五寸横二尺十餘度摺りの精巧美  
麗なる着色石版畫なり而して月極めの購  
讀者には之を無料進呈し當日  
限り購讀の需に對しては本紙附錄  
合せて金十錢(申受く)  
**新年紙面の廣告締切**  
新年三箇日の時事新報は廣告依頼者等に多く取扱上無  
據左の通り申込期日を相定め廣告欄を締切り候旨に付  
廣告御依頼の向きは期日に後れ自然掲載洩れの如遺憾  
無之様至急御申込相成候  
一月一日掲載の分十二月廿八日迄

一月一日掲載の分十一月三十日迄  
一月三日掲載の分十一月卅一日迄

卷之三

めに争ふか

政黨の公争は立憲政治に免かる可らざるの成行なれども其争は主義の爲めのみ苟も主義以外に争ふものは取りも直さず私争と認む可きものにして之を目するに政黨の名を以てす可らず西洋諸國の例を見るに英國には古來保守自由の兩政黨あり甲は舊慣古例を重んじ乙は改良進歩を主とし互に主義を殊にして且に相對立せり今日に至りては歲月の経過と共に其主義も自から變遷して往昔の區別を見ざるが如しと雖も一方は自から對外の政策に力を專にする其反対に一方は自から内政の革新に心を用ふるの事實は何人も認むる所にして今英國の政黨は内治外交の主義を以て公然相争ふものと云ふ可し又米國の合衆共和の兩黨も自から主義を殊にして例へば今回大統領の選舉競争に双方相對して金銀の論を争ひたるが如き明に主義の争と認む可るものにして彼の國々に於て政黨の争點は全く主義の如何に在るの事實と知る可し且下我國の政界にて自由黨と云ひ進歩黨と云ひ互に相對立して互に相争ふ其争は如何と云ふに過般内閣の更迭以來自由黨は前内閣に結托云々の行掛りより現内閣に反対し進歩黨は現内閣の低くは金銀の公争を以て直接に主として直

主義の爲めに非ず政府の地位を私有財産と認めて互に其得喪を争ひ以て私利を謀らんとするに外ならず言語道斷の舉動にみそあれ本來政府は國民全體の政府にして其當局者は國家の公役を務むるものなれば其地位に當りて自家の所見を行ふには眼中たゞ國利の一端のみを見る可き筈なるに恰も之を私有視して私利の爲めに其得喪を争ふは恰も二匹の猿が一個の柿を争ひ只管ふれを攫取らんとして其大小熟否を問はず遂には争ふ所の柿に疵付くをも忘るゝものゝ如し柿の實ならんには猿の争に任せて孰れの手に落つるも差支なければこそも國家の公役なる政府の地位を柿の如くに見て攫取の競争を演ずるとは取りも直さず政治賭博を行ふものにして其輩の浅見さ加減は只一笑に付して止む可さる國民全體の迷惑は此上ある可らず我輩の傍観に堪へざる所なり彼の朝鮮支那の如き例へば閩氏が朝廷に立つも趙姓が國柄を執るも朝鮮人民は之が爲めに喜慶するものなく又李鴻章が勢おほぢを失ふて翁同龢の一派が権力を得たりと云ふも支那人が毫も痛痒を感じざるは畢竟その國々に於ては政治家が政權を私有して人民の利害に頗着せざるが爲めのみ政黨の裏動にして今日の如くならんには日本の政治も朝鮮文那と大同小異にして國政の政進は到底見る可らず立憲國政黨の眞面目は果して斯くの如きものなるや否なや苟も政黨たらんものは國家勝利を第一にして内外に對して其利益を増進するに是を期するに非ざる事無かる可らず否な云々の施設ふそ大切なれど左にも鬼に角に自家の主義を實にせんが爲ぬに政府の地位を得んとして互に相争ふふを甚

○北京特報  
十二月五日

特派員

杉  
幾太

某英人の堀神氏を經て泰親王に呈せし書は過般譯載したるが更に其李中堂に與ふるの書を譯して左に掲げん  
余は鄙賤、敢て中堂の處理せる清露秘密約の是非を論ぜんやし然かも今時の事態を視るに若し故の曾候讐をして在らしめば恐らくは之を以て是となさるべし露國の日本に强迫し遼東の地を清國に復せしめしの跡たる清は露の種種を受けしに似たるもの實在の裨益は目前一時の利益にあらず現に益なきの裡、正に將不待益の地歩を作り一時得益の陰、正に將來の禍根を萌す去年中堂、日本に向ふの前、諒め佛露公使と訂議せるやの風説洵に人聽と駭かせり其後日本に餉款を賠償せんとして露國より借銀せるが如き萬々慎密を欠くの誤謬策たる無らんや露國は此貸銀を恃み清の稅柄を把持し他年或は清の領事を阻撋せんとす俄國の新聞に清は有名無實、其實は露に在りと云へるを見て知るべし即ち遼東の遼地に露が日本の怨怒を憚ざるの意たる鄰誼の教誨を誓とするにあらずして其中、隣誼の私なくんばわらず露の潤士を視る其の最も意を加ふる所にして唯犯人の先占して己れ其利を得る能はざるを恐る故に以て凡そ降の會と交渉の事あるや能く心思を整して以て將來可きの圖るやんふとを期す蓋し鼎力と通じずる事なき事にて露の物と爲さんふと是れ彼の心なり

眞を願ひ猶<sup>テ</sup>  
せしなり若し済  
の事を受け獨乙<sup>モ</sup>  
く只利已是れ欲<sup>セ</sup>  
は誠心事に從ふ  
は概ね奸猾<sup>かんくわ</sup>、名<sup>メイ</sup>  
苞<sup>ハグ</sup>を盛行する  
委員を派して宣<sup>ク</sup>  
以て皆<sup>モ</sup>乙商人<sup>ヨウジン</sup>  
ひし所以の要端<sup>ヨウバン</sup>  
イ彼の佛國が清<sup>キ</sup>  
るの一事は人々當時<sup>トコロ</sup>  
日月を逾<sup>タマフ</sup>之當時<sup>トコロ</sup>  
告げたり而るを  
に當りて遂に舊<sup>カシ</sup>  
清は遼東一件の  
東一隅の地其復<sup>カシ</sup>  
ざるなり佛は此<sup>ノ</sup>  
をか亦請求せん  
中國悉く價<sup>カニ</sup>拂<sup>ハシム</sup>  
は足らざるに至<sup>ル</sup>  
すに決して去る

へふん  
併吞せんとする

本色なれ主義の相違の爲めに論難攻撃は敢て差支なし  
と雖も今の大政黨は曾て自衛の主義を公言せぬ只前後の  
内閣を目的として互に相反對する其前後の施政に如何  
なる相違ありやと尋ねれば毫も區別の認む可きものな  
しと云ふ我輩の甚だ解せざる所なり例へば新聞紙發行  
停止の事件の如きも當局者は曾て言論自由の方針を約  
束しながら自から其約束を反故にしたりとて其違約を  
咎むるの議論は嗤笑ひしかりしも本來新聞紙の發行停止  
は果して國家の爲めに利なるや害なるやとの根本の利  
害論には寧ろ意を置かざるが如き畢竟主義の争に非  
ざる證據として見る可し其争は尙ほ未だ政黨の公争と  
認む可らざるなり左れば政黨の人々にして果して國家  
の利益を謀るの考ならんには先づ主義を明白にして其  
主義に會ふものは味方と爲し合はざるものは敵と認め  
て主義の如何に由て去就を決す可し斯く決斷して権政  
界を眺めたらば局面全く一新して或は自由黨の中にも  
去て現政府を助くるものあると同時に進歩黨の中にも  
舉動を一變して反対に立つものもある可し其進退は公  
明正大、昨非今是たゞ是れ主義の爲めにして毫も憚か  
る所はおる可らず斯くの如くにして始めて立憲政の本  
色を見る可きなれど若しも然らず今日の體に改めず  
して國家の利益を外にして單に私利の争を争ふものな  
らんには我輩は政黨も藩閥も五十步百歩、孰れも立憲  
政治の風に合はざるものとして共々に之を排斥せんと  
するものなり

ければ清も亦其害を發して人を制すを織れ計りて敵を以てし茲にしむるの端を開利益も亦相同じを訂識せんとしにあり當時中堂烈能將に發せんねざるの状を察なけん(中略)近かず其力を蘊蓄歩し其力に計りしものにり而して佛は認敗諒め定む可らば是を以て獨乙強以て佛露の協力を爲めに萬全の策の事たり